

第3期

中野市子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）

令和7年度から令和11年度

I 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく、「中野市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が完了し、幼児教育・保育の無償化という新しい制度の下、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の事業提供体制と取り組みを進める「第 2 期中野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

国における、子ども・子育て支援法の改正、「こども大綱」策定への取り組みを踏まえ、令和 7 年度から 5 年間の事業期間とする新たな事業計画として、「第 3 期中野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

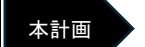
この計画は、市が今後進めていく子ども・子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画で、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の性格を持ちます。

国・長野県それぞれが策定した関連の計画や、市が策定した各種計画との整合、連携を図ります。

中野市のすべての計画・事業の基本となる「第 2 次中野市総合計画」を上位計画として整合性を保ちながら、中野市の「障害児福祉計画」等関係各種計画と連携を図るものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間です。なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直すことを検討します。

	平成 17 年度 ～ 平成 21 年度	平成 22 年度 ～ 平成 26 年度	平成 27 年度 ～ 令和元年度	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度
次世代育成支援行動計画（前期）					
次世代育成支援行動計画（後期）					
子ども・子育て支援事業計画					
第 2 期子ども・子育て支援事業計画					
第 3 期子ども・子育て支援事業計画					 本計画

2 計画策定の背景

(1) こども基本法の制定

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的に、令和4年6月に成立、令和5年4月に施行されました。

【基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保すること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(2) 子ども・子育てに関連する法律の改正

① 子ども・子育て支援法の改正

「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。

【主な改正点】

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・児童手当の拡充 ・妊婦のための支援給付の創設 等
(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・こども誰でも通園制度の創設 ・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等
(3) 共働き・共育での推進	・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども基金」）の創設

3. 子ども・子育て支援金制度の創設

②子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化

令和4年6月に児童福祉法が改正され、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

また、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新設されました。

（３）関連する法律の改正等

① 次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和6年に改正され、令和17年3月31日まで延長されました。

② 子どもの貧困対策

令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、「基本理念」に、「こどもの貧困の解消に向けた対策は『こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない』こと」などが明記されました。

③ 障害児支援施策

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

④ 地域共生社会の実現

令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月より施行されています。

【重層的支援体制整備事業の概要】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施

- ・ 包括的相談支援事業
- ・ 参加支援事業
- ・ 地域づくり事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 多機関協働事業

（２）県の動向

① 長野県子ども・子育て支援事業計画

長野県では、令和２年４月に策定した「長野県子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度末をもって終了することから、令和７年度を初年度とする「第三期長野県子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

② 長野県子ども・若者支援総合計画（長野県こども計画）

長野県では、平成３０年３月に策定した「長野県子ども・若者支援総合計画」について、子ども・若者が置かれている環境の変化や新型コロナウイルス感染症の流行による影響等を踏まえ、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく子ども・若者を社会全体で支え、応援するため、令和５年度を初年度とする新たな「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定しました。

「長野県子ども・若者支援総合計画」は、以下の計画を包含し、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に位置付けられています。

- ・長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における子ども・若者関連施策の個別計画
- ・県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例に基づく「行動計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」

夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現

Ⅰ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が 実現できる社会づくり	1 就業の支援
	2 結婚の支援
	3 妊娠、出産及び子育ての支援
	4 職場環境の整備
	5 ライフデザイン教育の推進
	6 地域の特性を生かした取組等
	7 社会全体の気運醸成
Ⅱ 誰でも夢や希望に向けて チャレンジできる社会づくり	1 子どもの貧困対策
	2 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援
	3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援
	4 ニート・ひきこもりの支援
	5 障がいのある子どもの支援
	6 発達障がいの支援
	7 医療的な配慮を必要とする子どもの支援
	8 子ども・若者のいのちを支える
	9 特に配慮が必要な子どもの支援
Ⅲ 健やかに成長、自立できる 社会づくり	1 幼児教育の推進
	2 心身の健康の基盤づくり
	3 青少年の健全育成
	4 子どもの性被害防止

(3) 本市の動向

①第2次中野市総合計画

将来都市像

「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」

【子育て・学校教育】

未来のふるさとを担う
子どもたちを育むまちづくり

②民間活力の導入

- ・令和5年度に中野市子育て支援拠点施設「HUBLIC（ハブリック）」、令和6年度に中野市子育て支援センター、中野市児童センター、中野市放課後児童クラブについて、指定管理者制度を導入しました。
- ・令和7年度保育所2施設が民間に移行

③子育て支援拠点施設「HUBLIC（ハブリック）」

令和5年度に中野市子育て支援拠点施設「HUBLIC（ハブリック）」を開設しました。

中心や拠点を意味する「Hub」（ハブ）と公共や周知されたを意味する Public（パブリック）を合わせた造語で、これらの言葉に含まれる公共性、そしてみんなが集まる中心地・拠点として、地域みんなで育んでいきたい想いを込めた愛称です。

HUBLIC は季節や天候にかかわらず、安心して子育てができる環境を提供をし、多くの方が利用している施設となります。

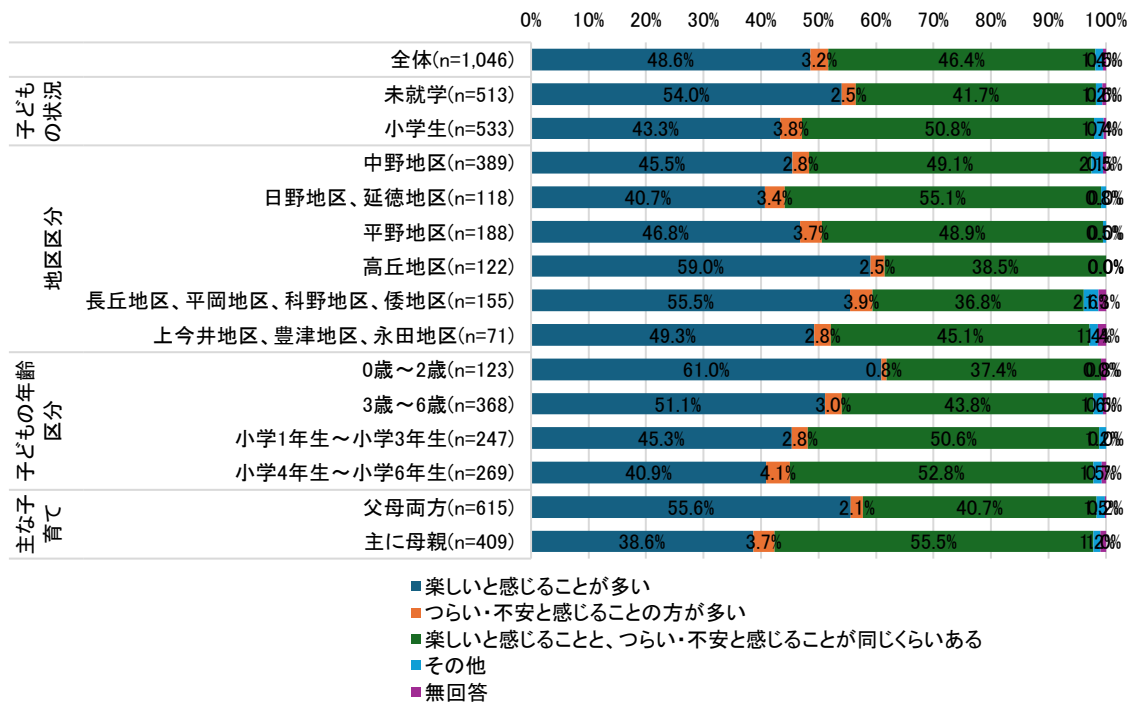
④中野市こども家庭センター

妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と、子育て世帯の様々な相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」の機能を統合した相談支援の窓口として、令和6年4月から設置されました。

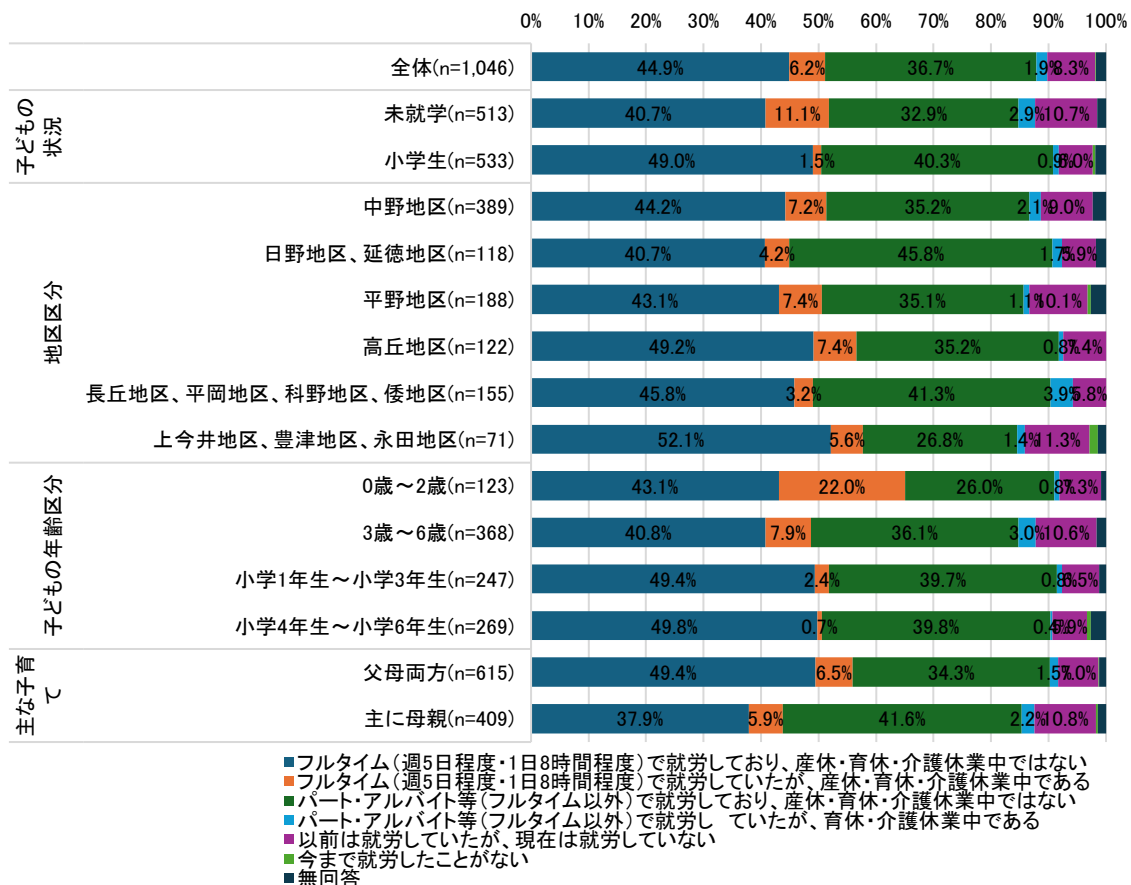
すべての妊産婦、子ども、子育て世帯を対象に、母子保健と児童福祉の連携をより強化し、一体的な相談・支援を行います。

3 中野市の子ども・子育て環境の状況

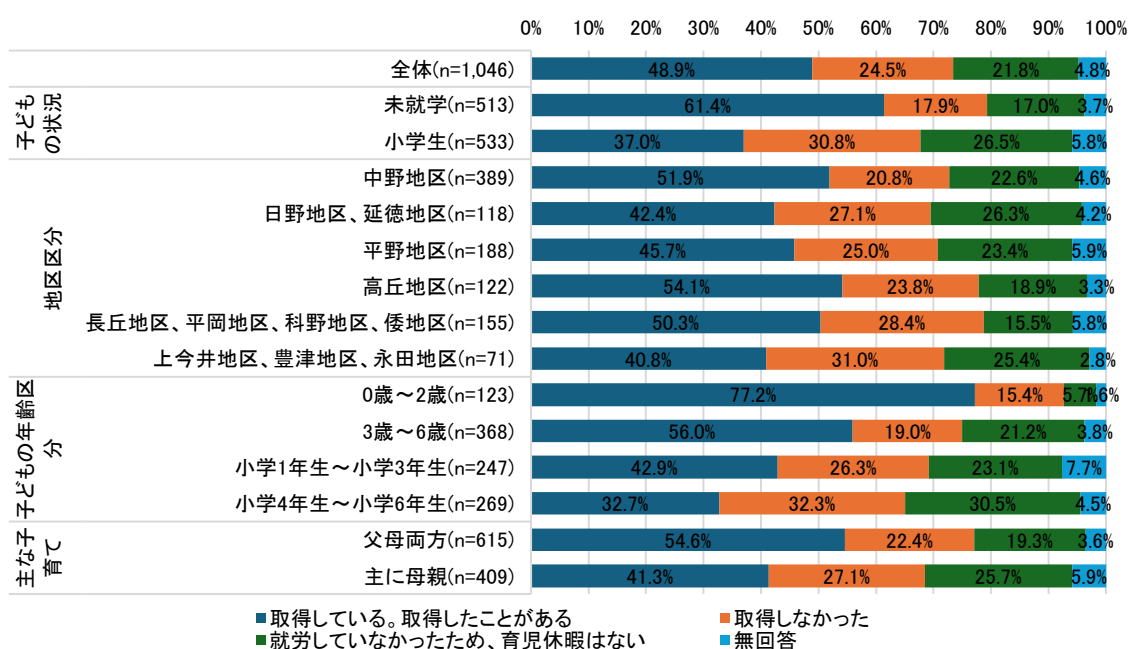
(1) 子育ての楽しさ



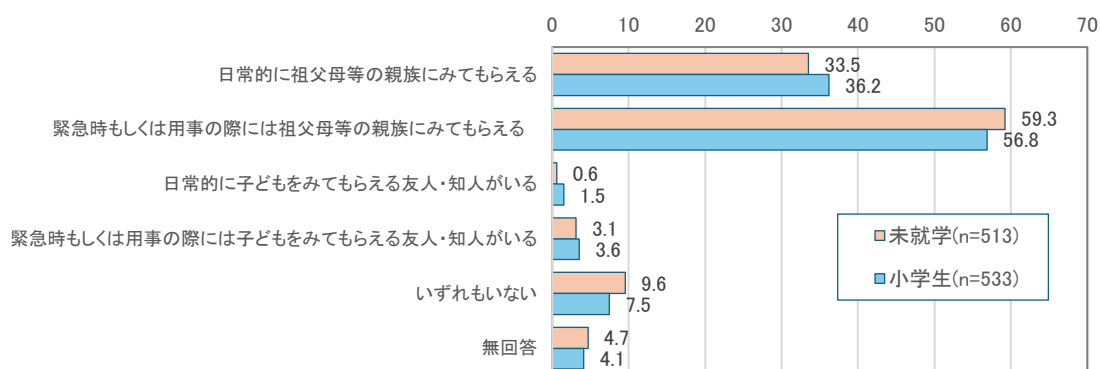
(2) 母親の就労状況



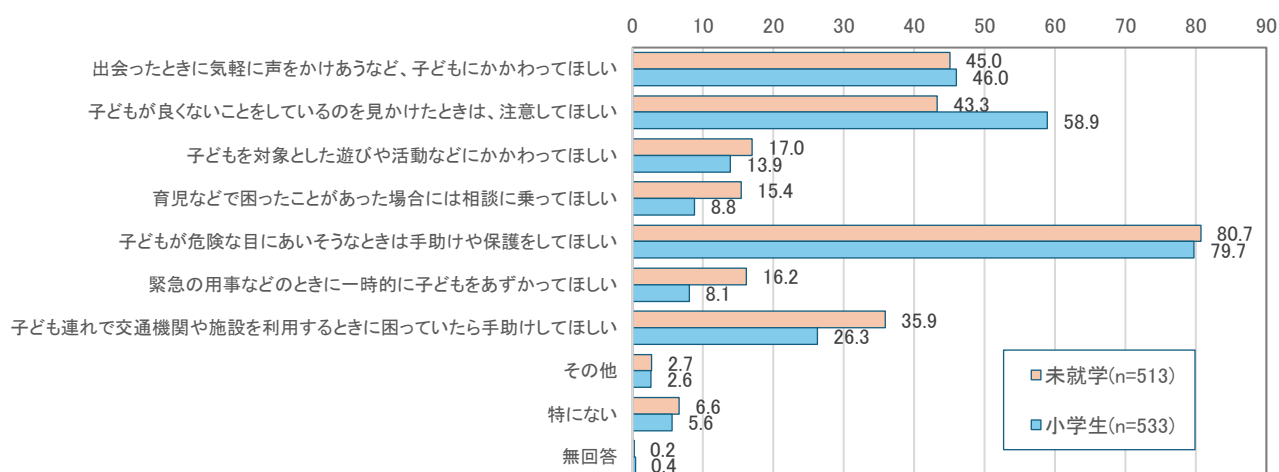
(3) 母親の育児休業取得状況



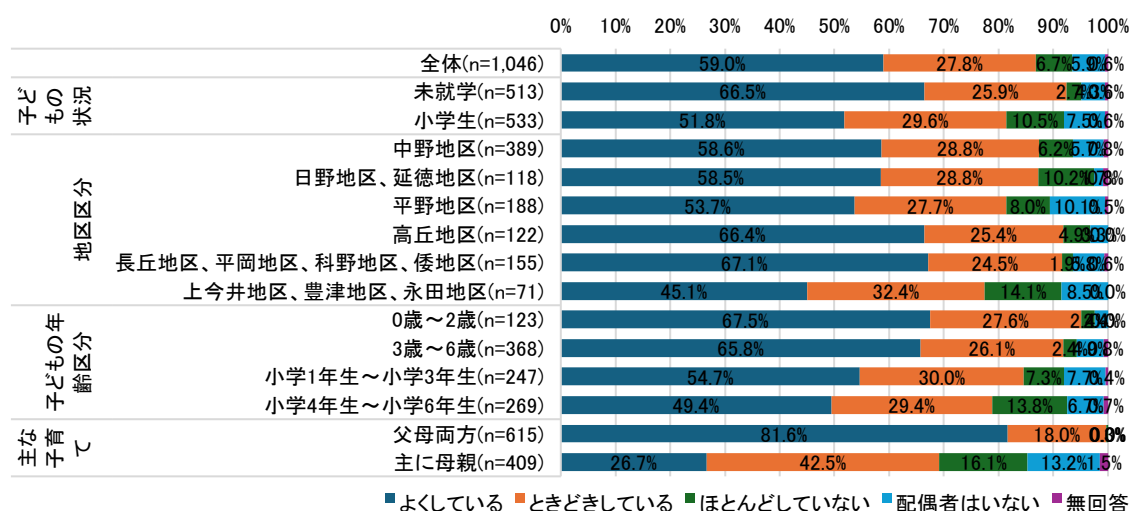
(4) 子どもをみてもらえる親族・知人



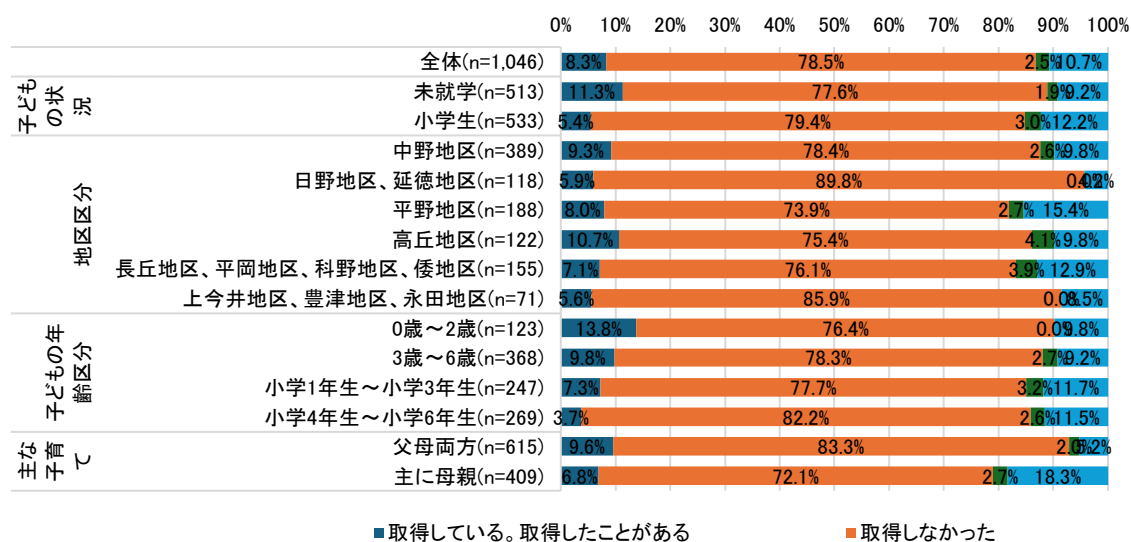
(5) 子育てに関して、近所や地域に望むこと



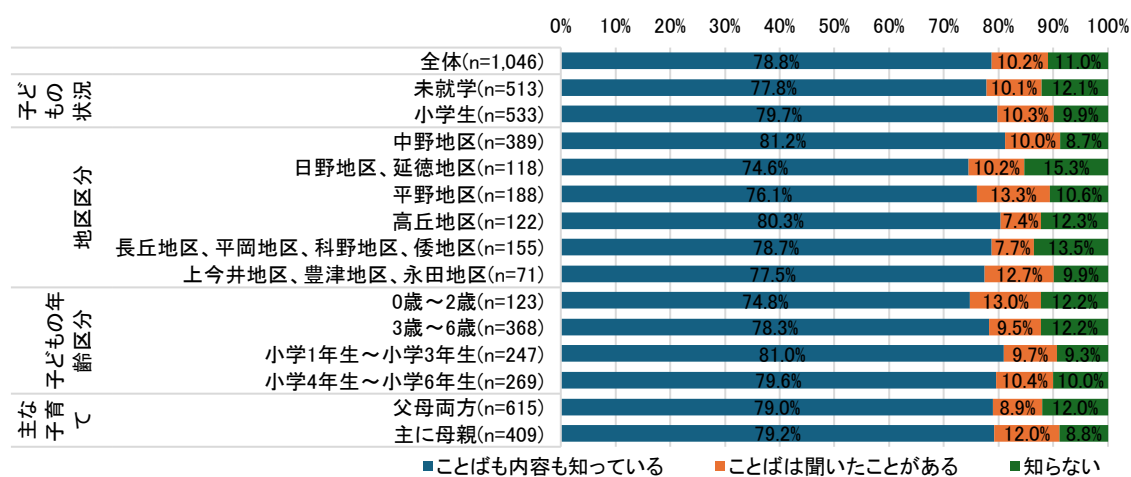
(6) 配偶者の子育て参加状況



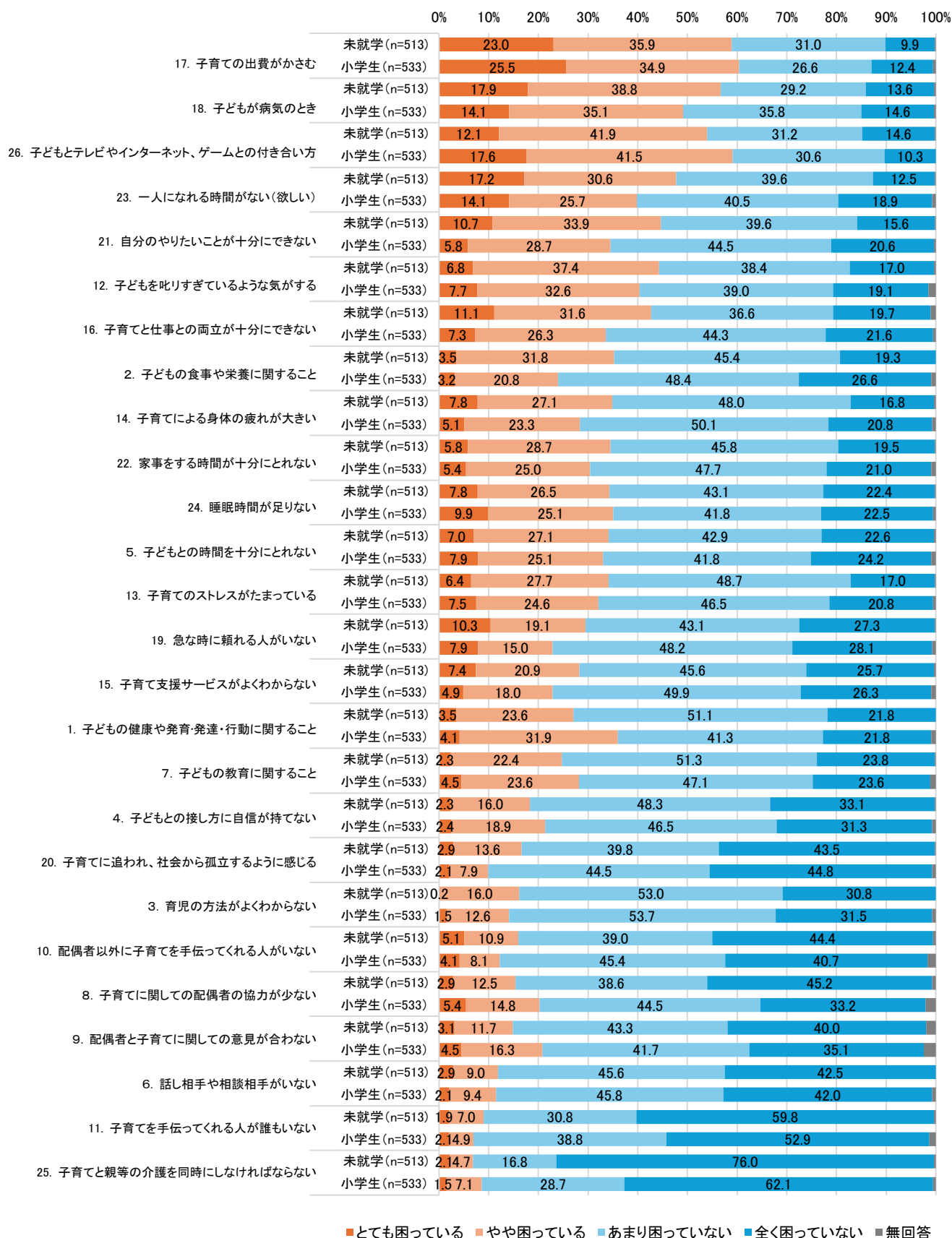
(7) 男性育児休業取得状況



(8) ヤングケアラーという意味を知っていますか



(9) 子育てをしていて感じる困りごと



4 第2期計画の評価

1 健やかに生み育てる環境づくり

(1) 安全な妊娠・出産への支援

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
妊婦一般健康診査の実施	妊娠期の健康管理及び安全安心な出産を目指し、妊婦の健康診査を進めます。	母子健康手帳交付者 191 人 全員が妊婦一般健康診査を受診できた。	継 続
マタニティクラス等の開催	夫婦や家族が、妊娠・出産・育児について楽しく学びながら、妊娠期を心身ともに健康で過ごせるよう、仲間づくりや育児不安の解消の場として教室を開催します。	開催した教室は好評で育児不安等の解消につながった。妊産婦の育児家事負担軽減のために、夫や家族が積極的に育児に参加できるよう支援していくことが必要と考える。また、夫が積極的に育児に参加する時代となり、精神的に不安定になる夫が増えつつあるため夫への支援も充実させていく必要がある。	継 続 アンケート内容等から当事者の声を聞きよりよい教室運営につなげていく。R6 年度より父親支援として「もうすぐパパママ教室」を開催する。
マタニティマークの普及	妊娠初期は、外見では妊婦とわかりづらいことから、マタニティマークを身につけることにより周囲に妊娠していることを知らせ、妊婦への配慮を促します。	母子健康手帳交付者 191 人 全員に配布した。	継 続
不妊・不育症治療に対する支援	不妊治療及び不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、支援を進めます。	不妊治療 助成金申請者 26 組 不育症治療 助成金申請者 0 組	継 続 相談があったケースには相談対応や治療費の助成の説明を行った。令和4年に治療の一部が保険適応となり、それに伴い令和6年度より助成内容を保険診療適応外のみとした。不妊治療・不育症治療の助成に対する周知を継続して実施していく。
子ども家庭センター事業の実施	妊産婦、乳幼児の状況を把握し、必要に応じ関係機関と連携を図りながら妊娠期から子育て期まで一貫した切れ目のない支援を行います。	乳幼児健診及び予防接種等のほか随時相談に対応し、関係機関と連携しながらケースのフォローを行った。	継 続 R6.4月より子ども家庭センターを設置。母子保健機能と児童福祉機能を統合し、一体的な相談・支援を行っている。

(2) 育児不安の軽減と虐待発生予防

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
子育て情報の提供	子育て家庭向けに、行政及び地域が実施している子育て支援事業や子育てに関する情報を提供します。	小学校2年生以下の児童等へ子育て応援ガイドブックを配布した。配布件数 3,450 件	継続 継続して、子育て支援事業や子育てに関する情報を提供する。
出産後の不安の軽減	出産後、特に保健指導を必要とする産婦及び新生児へ産後ケア事業等の支援を進めます。	産後ケアの必要な産婦及び新生児が利用することができた。 宿泊型：13 人 35 日間 通所型：23 人 62 日間 訪問型：17 人 46 日間	継続
育児不安に対する相談	育児不安や、わが子への虐待不安を感じている保護者の相談を進めます。	【健康づくり課】 必要時、関係機関と連携し、育児不安の相談の対応を行った。 【子ども相談室】 保護者や家族からの相談に対応し、必要な支援につなげた。	継続 育児不安や、わが子への虐待不安を感じている保護者の相談を継続します。
産婦健康診査の実施	産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図るため、産婦の健康診査を進めます。	母子健康手帳交付者と転入者全員に受診票を交付した。里帰り出産者を含め全員が産婦健診を受診できた。	継続
子どもの虐待防止	児童虐待は身近で起こり得る生命の危機と捉え、関係機関との連携により、児童虐待の防止及び早期発見に努めます。	養育支援訪問回数 39 回	継続 児童虐待防止及び早期発見を図るため、健康づくり課と連携し養育支援訪問を継続します。

(3) 子どもと母親への健康支援

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発育や発達の状況を確認し、健康保持増進及び医療等の適切な援助を行うため、健康診査を実施します。	毎月乳幼児健診を実施することができた。	継続
母子保健訪問相談事業の実施	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、疾病等の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦、新生児等に対し、保健師による家庭訪問指導を行います。	新生児・乳児家庭訪問 195 件（里帰り出産のため市外への依頼も含む）を行った。入院中等の場合を除き、家庭訪問を実施することができた。	継続
予防接種の実施	感染症の予防を図るため各種予防接種を実施します。	出生数の減少のため、目標人数を下回ってはいるが、対象者のうち約9割は接種を行っています。	継続 引き続き、予防接種の重要性について啓発し、実施します。

(4) 食育の推進

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
食を通じた子育て支援の実施	乳幼児期から各発達段階に応じ、子どもとその保護者に栄養指導などの食を通じた子育て支援を進めます。	健診時に各年齢に応じた集団・個別指導を行った。	継続 保護者と子供が健康になれるよう“食”を通じた子育て支援を実施する。
地産地消を生かした給食の提供	保育所給食等の食材に、安全・安心でおいしい地元産の食材を取り入れることにより、食と地域農業への関心を高めます。	収穫体験を実施するなど地産地消のための活動が行なえた。	継続 地産地消を生かした給食の提供について、引き続き、取組を推進します。

(5) 家族全員による子育て活動の促進

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
「家庭の日」の推進	親子のふれあいを深め、ぬくもりのある家族づくりのため「家庭の日*」を推進します。	「いい育児の日（11月19日）」や「家族の日（11月第3日曜日）」の推進について、情報の提供を行った。	継続 今後も継続して情報の提供を行う。
産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進	産前産後の育児期にも安心して子育てが出来るように制度の利用を促進します。	母子手帳交付者と転入者全員にパンフレットを配布し、制度の周知を行った。	継続 引き続き、産前産後に妊産婦や家族全員が安心して子育てできるよう制度の周知を行っていく。
父親を対象とした子育て活動の促進	父親に対して、育児の知識や技術を身につけ、父親同士で情報交換できるような機会を提供します。	妊娠届出時や転入時に全対象者へ配布できた。	継続 父親を対象とした子育て活動の促進について、今後も継続して実施する。
保育参観等の実施	保育所において、家族が子どもと一緒に参加できる行事や交流機会を設け、子育て支援を促進します。	年間計画通り実施でき、子どもと保育士との関り、子ども同士のふれあいを直に見ていただいたとともに、保護者同士等の交流の促進も図られた。	継続 引き続き、保育参観等を実施します。

2 子育て家庭を支援する体制づくり

(1) 地域社会全体で子育て家庭を支援

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
子育て支援センター・子育て支援拠点施設を中心とする支援	地域全体で子育てを支援していく基盤づくりのため、専門スタッフを配置した子育て支援センター等において、育児相談や情報提供等を進めます。	各種相談会及び講座により子育て世帯への支援につながった。	継続

子育てサークル等の拡充	子育てサークルに対する活動の場の提供を行い、乳幼児を持つ親同士のネットワークづくりを支援し、地域における自主的な子育てサークルの育成を図ります。	自主的な子育てサークルへの支援を行った。	継 続 子育てサークルに対する活動の場の提供を今後も継続して実施するとともに、子育てサークル活動への支援を継続して実施する。
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助が必要な人からの依頼に応じ、育児の援助が出来る人を紹介する相互援助活動の橋渡しを行います。	広報やホームページにて利用拡大、提供会員数の増加を図った。 研修会、交流会など実施できなかった。	継 続 相互援助活動について今後も継続して実施する。
子育て支援ショートステイ事業の実施	保護者の疾病等により、家庭での保育が一時的に困難となった児童を児童養護施設において一定期間養育及び保護を行います。	利用人数の増加に伴い、実施施設を2施設増やし5施設とした。	継 続 引き続き、児童養護施設において一定期間養育及び保護を行う。

(2) 経済的な支援の取り組み

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
子育て家庭への経済的支援	児童手当の支給、乳幼児等医療費の助成など子育て家庭への支援を進めます。	・児童手当：受給者数 2,599人 支給対象児童数 4,480人 ・乳幼児等医療費：受給資格者数 4,624人 給付延べ件数 51,882件	拡 充 児童手当の支給、乳幼児等医療費の助成など子育て家庭への支援について、今後も継続して実施する。 児童手当については、所得制限の撤廃、支給対象を高校生年代までの支給期間延長、多子加算の増額等の拡充を行う。
	3歳から5歳までの幼児教育・保育の利用料を無償化します。	経済的な支援の取組の一助となっている。	継 続 引き続き、無償化を実施します。
	3歳未満児の保育所の保育料を国の徴収基準額より軽減します。	経済的な支援の取組の一助となった。	継 続 引き続き、保育料の軽減を実施します。
	低所得世帯、多子世帯における3歳未満児の保育所の保育料を軽減します。	経済的な支援の取組の一助となった。	継 続 引き続き、保育料の軽減を実施します。
	要保護・準要保護児童の就学を援助します。	支給者 338名	継 続 引き続き、学用品費、入学準備費等の教育扶助を行います。
	奨学金による援助を行います。	新規貸与者：4人 継続貸与者：18人	継 続 引き続き、中野市の奨学金貸与により援助を実施します。

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
	経済的理由で入院助産が困難な妊産婦に対し、入所措置を行い、援助します。	実績なし	継 続 引き続き、必要に応じ支援を行います。
子どもの貧困対策	社会全体で理解を深めることが欠かせないことから、民間での活動の担い手の確保や地域における連携支援を、関係機関とともに継続してサポートしていきます。	支援対応により子ども食堂やフードバンク事業等の紹介や利用に繋げることができた。	継 続 継続的な連携を行います。
	子どもの学習支援、居場所づくり、高校卒業資格の取得といった支援を行います。	【福祉課】小学生2名、中学生1名、高校生3名に対し、居場所づくりや高校卒業資格取得の支援を行った。	継 続
	保護者の就労支援や働くことに悩みを持つ若者に一般就労に向けた訓練等の支援を行います。	社会参加の機会の確保や就労のための基盤を整える支援が行えた。	継 続

(3) 家庭生活と職業生活の充実

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
男女共同参画社会づくりの推進	各種講座や研修会を通し、子育ての男女相互協力への人材育成と啓発を進めます。	子育て世代の参加が少なく、特に男性の参加を促す工夫が必要である。	継 続 子育てに対する男女共通の認識が持てるよう様々なテーマで働きかけます。
雇用対策の推進	職業相談室の充実を進めます。	ハローワーク（労働局）の方針もあり、相談員の確保が難しくなっている（令和4年度1人減）。	継 続 相談員の維持に努め、引き続き中野市ふさとハローワークの充実を図ります。
	中野地域職業訓練センターを活用し、職業能力開発のための施策を進めます。	令和2年度にコワーキングスペースを整備したこともあり、多様な利用ができるようになっている。	継 続 中野地域職業訓練センターの利用者の増加を図ります。
	雇用確保人材育成事業等を推進します。	市内企業についても掲載されている「企業ガイドながの」の頒布、Web公開により、人材の確保に繋がる。	継 続 雇用確保人材育成事業等の推進について、継続・維持します。

(4) 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
多様な保育サービスの提供	保護者の勤務時間等に対応するため、延長保育を実施します。	延長保育の実施に係る職員の確保が課題である。	継 続 引き続き、全園で延長保育を実施します。

	保護者の負担軽減や就労形態に対応するため、休日保育を実施します。	市内公立保育所 1 か所で実施している。	継 続 引き続き、休日保育を実施します。
	家庭の事情により家庭保育が困難となる未就園児を一時的に預かる一時的保育を実施します。	市内公立保育所 3 か所、子育て支援センター 1 か所、子育て支援拠点施設 1 か所で実施している。	継 続 引き続き、一時的保育を実施します。
	病気の治療中又は回復期の児童を支援するため、病児・病後児保育を実施します。	病気の治療中又は回復期の児童の支援が図られている。	継 続 引き続き、病児・病後児保育を実施します。
	児童の個性を豊かに育む環境を提供するため、老朽化した保育所の整備を計画的に進めます。	老朽化した保育所の計画的整備が今後も必要である。	継 続 保育所整備計画に基づき整備を進めます。
	保護者の負担軽減に対応するためおむつのサブスクリプションサービスを実施します。	市内公立園 7 園において実施している。	継 続 引き続き、実施します。
保育サービスの質の向上	保育サービス向上のための保育所職員研修等を実施します。	保育サービス向上のための保育所職員研修等に取り組んだ。	継 続 引き続き、保育所職員研修を実施します。
	保育所に苦情相談窓口を設置し、苦情相談に対応します。	苦情窓口を設置し、相談を受け付けた。	継 続 引き続き、苦情相談窓口を設置します。
	認可外保育施設の児童の処遇向上を図るため、運営費を補助します。	児童の処遇向上が図られた。	継 続 引き続き、認可外保育施設に対する運営費補助を行います。
	地域のお年寄りとの積極的に交流します。	祖父母参観など、積極的な交流が図られた。	継 続 引き続き、交流を実施します。
	ICT の有効活用を図ります。	登降園管理、園からのお知らせ等について ICT を活用し、保護者負担、職員事務負担の軽減及び子どもに向き合う時間の創出を図っている。	継 続 引き続き、有効活用を図ります。
放課後の児童の健全な育成	放課後児童クラブ、児童センターを開設します。	10 放課後児童クラブ、2 児童センター 登録児童数 793 人	継 続 放課後の児童の健全な育成について、今後も継続して実施する。
	地域における児童の遊び場の整備を支援します。	要望 4 件、実施 4 件 (100%)	継 続 今後も各区からの要望に対応し、支援する。
	障がい児の自立支援の促進を図るため、適切な遊びや生活の場を提供します。	放課後等デイサービスの支援を通じて適切な遊びや生活の場の提供ができた。	継 続

(5) 特別な援助を要する家庭への支援

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
ひとり親家庭への 支援	経済的自立や生活の安定を図るための母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けや医療費の助成資格取得費用の助成など経済的支援をします。	ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定が図れた。	継 続
	母子父子自立支援員を配置し、生活全般の相談と自立に必要な指導助言をします。	ひとり親家庭への相談、助言により支援が行えた。	継 続 必要に応じ相談と指導助言を行います。
	生活の安定と自立を援助するため、児童扶養手当を支給します。	支給者数 272 人 (R6.3.31 現在)	継 続
	暴力により緊急に保護する必要がある母子を支援します。	【福祉課】 保護する必要がある母子を支援できた。 【子ども相談室】 DV に起因する緊急児童保護 0 件、面前 DV 児童数 13 件	継 続 継続して必要に応じ支援を行い、緊急保護が必要な児童は児童相談所と連携のうえ対応します。
障がいのある子どもへの支援	時間単位での介護サービスを支援します。	時間単位での介護サービスを支援できた。	継 続 継続して介護サービスの支援を行います。
	日常生活の利便を図るため、補装具や日常生活用具の給付等を行います。	給付対象者全員へ給付ができた。	継 続
	医療費の助成や特別児童扶養手当を支給します。	特別児童扶養手当の受給者数 127 人 (県支給) (R6.3.31 現在)	継 続
	身体介護等日常生活や集団生活への適応訓練を支援します。	身体介護等日常生活や集団生活への適応訓練の支援が行えた。	継 続
	障がい児保育や特別支援教育をします。	支援の必要な子どもへ支援ができた。	継 続
	発達障がい等の障がいのある子どもに対して相談・支援をします。	【福祉課】 適宜適切に相談・支援を行った。 【子ども相談室】 相談件数 401 件	継 続 【福祉課】 継続して適宜適切に相談支援を行います。 【子ども相談室】 関係機関と連携し、早期の発見と相談対応を目指します。
	特別支援学級に在籍する児童や生徒の保護者に対し就学のための奨励費を支給します。	支給者 129 名	継 続 引き続き、必要な支援を行います。
	第 2 期障がい児福祉計画の推進を図ります。	第 2 期障がい児福祉計画の推進を図った。	継 続

3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

(1) 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
子どもの権利を尊重する気風の醸成	日頃から、虐待を許さない社会づくりなど子どもに対する人権意識の高揚を推進します。	ホームページ掲載回数1回	継続 児童虐待防止啓発に関する情報を、様々な手段を講じて継続します。
	毎年5月5日(こどもの日)から一週間の「児童福祉週間」において、児童福祉のスローガン等を広報等で周知し、児童福祉の理念の周知と児童を取り巻く諸問題の社会喚起を推進します。	公式ホームページに関連情報を掲載し広報を行った。	継続 公式ホームページに関連情報を掲載するなど、今後も継続して実施します。
	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」において、児童虐待防止の啓発を推進します。	市内保育園・幼稚園・小中学校の保護者向けに、啓発リーフレットを配布した。3カ所の放課後児童クラブでのオレンジリボン作成、イベントでチラシなどの啓発物品を配布をし、啓発活動を行った。	継続 児童虐待防止啓発に関する情報を、様々な手段を講じて継続します。
	保育所等において、交通安全教室を開催します。	実施し、啓発活動の一助となった。	継続

(2) 子どもを見守る地域社会の連携

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
青少年対策事業の実施	少年育成センターを設置し、少年補導活動や有害環境の浄化活動を実施します。	少年育成委員による街頭啓発活動を66回行った。青少年健全育成協力店は153店。	継続
	青少年問題協議会を設置し、関係機関と連携を深めるとともに市民集会の開催、街頭啓発活動等を行います。	街頭啓発活動を66回実施。令和6年度は県民大会を開催する。	継続
	地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成団体の活動を支援します。	子ども地域活動促進事業補助金 54団体 社会教育関係団体活動事業補助金(各地区青少年健全育成会ほか) 10団体	継続

(3) 子どもに関する相談体制の充実

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
子ども相談の実施	子ども相談室に専門の相談員を配置し、面談・電話相談等に	相談件数：3,789件	継続 専門の資格を有する相談員を配置し、子

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
	より乳幼児から 18 歳までの子ども相談を進めます。		どもに関する相談に対応します。
発育発達相談等の実施	子育て支援センターにおいて、保健師等による保健相談等を進めます。	保健相談 9 回、栄養相談 10 回、歯科相談 8 回	継 続 引き続き、乳幼児や家族が安心して過ごせるように支援センターにおいて保健相談等を実施します。
	発達障がいサポートマネージャー等が保育所、認定こども園、幼稚園を巡回し、保育活動における発育発達相談を進めます。	園訪問 99 回	継 続 全ての子どもが快適な集団生活を過ごすための支援について継続します。
保育所等における子育て相談の実施	保護者の悩みを解消するため、保育士等による乳幼児の子育て相談を実施します。	子育てにおいて悩みを抱える保護者の支援が図られた。	継 続 引き続き、相談を実施します。
子どもサポート連絡協議会の開催	虐待をはじめとする要保護児童や暴力行為等の問題を抱える子どもとその保護者の適切な保護や支援を進めるため、中野市子どもサポート連絡協議会を運営し、支援に努めます。	代表者会議 2 回 実務者会議 3 回	継 続
いじめ問題対策連絡協議会の開催	児童生徒のいじめ問題の克服に向けて、学校、地域、関係機関等が連携を図り、いじめ防止等の取り組みについて協議します。	会議を 2 度開催し、現状把握や課題等を共有することができた。学校・地域・関係機関等連携を図り、中野市のいじめ防止について協議していく。	継 続

4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

(1) 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供	地域や公民館・図書館等において、研修会や子どもたちが主体的に取り組める生活・自然体験、芸術・文化体験等の場づくりと機会を提供します。	【公民館】 家庭教育学級や、夏休み・春休み講座といった子ども向け講座等を開催した。 【図書館】 こどものとしょかんまつり、創作教室 3 回、夏のおはなし会の開催。	継 続 【公民館】 引き続き子どもたちが主体的に取り組める生活・自然体験や芸術・文化体験等の機会をつくるために講座等の開催を進めます。 【図書館】 子どもたちが本に親しみをもち、より広い分野を知見し成長

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
			することができるよう機会を、教室や講座を通して提供します。 継 続 今後も継続して実施していくとともに、大規模小学校でも実施できるよう小学校との協議、実施内容の検討が必要と考える。 継 続 子どもカフェに関する情報提供を今後も継続して実施するとともに、立ち上げや運営に関する支援を検討します。 継 続 社会福祉協議会や北信地域振興局などと連携し、関係機関へ協力要請を行っていきます。
	学校間・異年齢間の交流を図り、子どもたちの自主性や創造性を育むための活動を促進します。	リーダー講習会：3回開催（参加校7小学校、参加者数108人）、ポップ教室：登録児童222人で122回実施	
子どもカフェへの支援 (子ども食堂)	広報誌やホームページ等により子どもカフェに関する情報を提供し、理解の促進を図ります。	公式ホームページなどで実施状況の情報発信を行った。 令和5年度に子どもカフェの実施団体数が、1団体増えて11団体となった。 こどもの居場所づくりを行う新規設立団体2団体を支援した。	
	市の公共施設や地域の施設の利用調整等を行うほか、子どもカフェの取り組みを応援していただける関係機関へ協力要請を行います。	県が設置している「北信地域子ども応援プラットフォーム」に参画して、地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進するための連携や支援を行ったとともに、会場や食材、資金確保などについて関係機関との調整や協力要請を行った。 子どもカフェの活動が継続できるよう、引き続き、支援及び連携するとともに、実施団体と情報交換などを行い、必要な支援について研究する必要がある。	

(2) 思春期の心と身体の健康づくり

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
健康教育・相談事業の実施	地域、学校等を訪問し、健康教育を行うほか、個々のケースに対応し、家庭訪問を実施します。	学校健康教育 3件 延150人 家庭訪問 実1人 延10回 健康相談 実4人 延16回	継 続 引き続き、学校の養護教諭等と連携し、児童・生徒の健康教育の機会を作ります。 継 続 引き続き、学校の養護教諭等と連携し、児童・生徒の健康相談の機会を作ります。 継 続 子育て理解講座につ
心の健康相談の実施	心の問題に対して、こころの専門医による個別健康相談を行います。	思春期の相談を積極的に受け入れ、本人及び保護者からの相談に対応した。専門医の指導の下、必要な支援につなげた。思春期相談 3人 延3回	
学習機会の提供	次世代の親となる中学生のための子育て	開催：市内4中学校 12回	

	理解講座を開催します。		いて、今後も継続して実施する。
--	-------------	--	-----------------

(3) 子どもの活動を支援する施策

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
青少年健全育成会等への支援	地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成会等への支援を推進します。	要望（申請）のあった社会教育関係団体活動事業補助金（各地区青少年健全育成会ほか）について、すべての団体へ補助金を交付 補助金申請・交付件数：12件 令和6年度から子ども地域活動推進事業補助金として交付する。	継続 青少年健全育成会等への支援について、今後も継続して実施する。
PTA 活動の実施	保護者と教師が連携を密にし、教育環境の向上を図ります。	教育環境向上のため、研修会や各種集会に参加し、研鑽を深めた。	継続
インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発	子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフトまたはサービスの普及促進等に努め、有害情報から子どもを守ります。	各学校において保護者及び子どもに対し、安心安全な利用の普及啓発を行っている。	継続 利用者の低年齢化が進んでいることから、有害情報から子どもを守るため、引き続き、安心安全な利用の普及啓発に努めます。
	各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラル教育を推進します。	各学校において情報モラル教育を推進している。	継続 スマホ、ゲーム機依存症の子どもの増加が懸念されるため、引き続き、情報モラル教育を推進します。
情報モラル教育の推進	各学校でICT教育推進と共に情報モラル教育を推進します。また、SNSルールづくりを検討します。	メディアをめぐるトラブルへの発展事案の増加が懸念されます。	継続 SNS上のトラブルの増加が懸念されるため、引き続き、情報モラル教育を推進します。

(4) 魅力ある学校教育の推進

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
小・中学校の充実【安全の確保】	通学路のパトロール、登下校時の見守り・声かけなど地域ボランティアによる安全対策を促進します。	各学校における、交通安全教育を実施した。	継続 年間を通して、家庭や地域と連携した交通安全教育の充実を図ります。
	家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯・防災等の連絡体制の充実を進めます。	各学校における、安全教育・防災教育を実施した。	継続 引き続き、安全教育、防災教育を実施します。
小・中学校の充実【学校保健体育の充実】	健康診断、健康管理、保健体育を充実し、児童生徒を健やかに育成します。	受診率100%となるよう、保護者に周知徹底を図った。	継続 引き続き、健診業務等の充実を図ります。

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
小・中学校の充実 【教職員研修の充実】	教職員の能力開発、指導力の向上をめざした、自主的、自発的な研修を推進します。	各学校で計画した職員研修計画について実施できた。	継 続 引き続き、教職員の自主的、自発的な研修を推進します。
小・中学校の充実 【学校運営内容の充実】	一人ひとりに応じた指導を通じて、学力の基礎・基本の定着を進めます。	学力検査（N R T. C R T）、Q—U検査を実施した。	継 続 検査結果を分析し、授業改善に努め、更なる学力の向上を図ります。
	各学校に応じた学校教育目標の具現化を図るための特色ある教育を推進します。	各学校のグランドデザイン及び各中学校ブロックでの小中連携により取り組んでいる。	継 続 引き続き、学校目標の具現化のための特色ある教育を推進します。
	情報活用能力を生かして、新しい時代に生きる力を身につけるため I C T 教育を推進します。	児童生徒のメディアリテラシーの向上のため、学校における取組が必要。	継 続 学習活動の中での、I C T の有効な活用を図ります。
	異文化理解の向上を図るため、児童生徒の外国語教育を推進します。	A L T を配置するなどして外国語教育を推進した。	継 続
	特別な支援を要する児童生徒に対し、関係機関と連携して、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。	特別な支援を要する児童生徒に対し、一人一人のニーズに応じた支援を行った。	継 続 一人ひとりに適切な学びの場を多面的に検討し、必要な支援します。
	学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりのため、信州型コミュニティスクールを推進します。	信州型コミュニティスクール学校運営委員会負担金を交付した。	継 続 地域と学校との関係づくりを更に目指します。
小・中学校の充実 【心の教育の充実】	学校、地域、行政が連携し、発達段階に応じた生活体験を通して他人を思いやる心豊かな人間性を育てる教育を推進します。	各学校人権担当者教諭等における人権に関する市主催会議を年 3 回実施できた。また、各学校では地域等の各代表者を招き、人権に関する懇話会等を実施できた。	継 続 引き続き、人権教育、キャリア教育を推進します。
	地域を知り、地域を愛し、地域を誇りに思う心を育てる教育を推進します。	地域学習推進事業負担金を交付し、ふるさと学習を推進した。	継 続 創意工夫を活かした、ふるさと学習や体験活動を充実させます。
	いじめや不登校等の相談体制を充実するとともに、適切な支援により児童生徒の自立に向けた取り組みを推進します。	相談体制の充実を図ることができた。	継 続
小・中学校の充実 【教育環境の充実】	快適で安全な学習環境を維持するため校舎等の改修や修繕を計画的に進めます。	計画的に学校施設の修繕・工事を行い、また、トイレの洋式化を進めた。	継 続 引き続き、トイレの洋式化や学校施設のバリアフリー化を目

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
	総合的な学習や情報教育など、多様化する教育内容に応じた施設、設備の充実を進めます。	1人1台端末を配備し、ICT機器を活用した授業を行った。 ICT機器を用いた授業実施が図られる。	指し快適な教育環境の整備を進めます。 継 続
関係機関との連携強化	幼稚園、保育所と小学校、中学校との連携を強化します。	幼保小連絡会、小中連絡会を開催している。	継 続

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

(1) 快適な生活空間の整備

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
子育てしやすい環境づくり	公共施設を中心に、市民ニーズに対応した環境整備を推進するなど、子育てしやすい環境づくりを進めます。	授乳やおむつ替えに必要なスペースの提供を行った。 (市役所、公民館、子育て支援センター)	継 続
	地域における児童の遊び場の整備を支援します。	要望4件、実施4件 (100%)	継 続 今後も各区からの要望に対応し、支援する。
	「赤ちゃんの駅*1」の充実に努めます。	「赤ちゃんの駅」について、公式ホームページに掲載し情報発信を行った。	継 続
	「WEラブ赤ちゃんプロジェクト*2」の普及に努めます。	子育て支援センター、保健センター、公民館にそれぞれステッカーとポスターを掲示した。	継 続 引き続きステッカー、ポスターを掲示し、普及に努めます。

*1 赤ちゃんの駅：誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称

*2 WEラブ赤ちゃんプロジェクト：公共の場で泣き始めた赤ちゃんを、懸命に泣き止ませようと焦るママの姿をきっかけに始まった取り組みで、周囲が「焦らなくても大丈夫」「泣いても気にしませんよ」という受容の気持ちをステッカー等で見える化することでママ・パパを優しく見守り、子育てに大切な風土をつくる取り組み。

(2) 子どもの安心・安全の確保

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
安全の確保	家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯活動を進めます。	防犯パトロールを343回実施した。	継 続 安全安心な街づくりを継続するため、防犯パトロール等を引き続き、実施します。
防犯対策事業の実施	通学路の環境整備を図るため防犯灯整備への支援を進めます。	新規：27灯 更新：11灯 合計：38灯	継 続

	通学・通園時間を中心に青色防犯パトロールを実施し、犯罪被害を未然に防止します。	防犯パトロールを 572 回実施した。	継 続
交通安全教育関係事業の実施	家庭、学校、地域や関係機関、団体との相互連携により交通安全運動を推進します。	交通安全運動の推進を 5 回実施した。	継 続
	小学生を対象に正しい自転車の乗り方の知識及び技術を指導します。	自転車運転技能講習会を開催し、正しい自転車の乗り方などの指導を行った。	継 続
	保育所等において、交通安全教室を開催します。	実施し、啓発活動の一助となった。	継 続

(3) 子育ての男女相互協力への応援

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
男女共同で行う子育てへの支援	固定的な性別役割分担意識を解消し、女性と男性が平等な立場で能力や個性を発揮できるよう、意識改革を進めます。	性別による固定的な役割分担意識解消に向けた啓発を行っている。	継 続 互いに尊重しあい自分らしさを発揮できる意識の啓発を引き続き行います。
	各種講座や研修会を通し、男女共同の子育てへの啓発を推進します。	子育て世代の参加が少なく、特に男性の参加を促す工夫が必要である。	継 続 子育てに対する男女共通の認識が持てるよう様々なテーマで働きかけます。
女性相談窓口の設置	専門の女性相談員を配置し、子育て中の悩みなどを抱えている女性の相談を受け、共に解決の道を探します。	専門の女性相談員を配置し、DVや子育て中の悩み等を抱えている女性の相談に対応できた。	継 続

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
認定こども園の普及についての基本的な考え方	子ども・子育て支援制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指し、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ認定こども園の普及に努めます。 本市においては、幼保連携型認定こども園が 1 か所、設置・運営されています。	老朽化した公立園の 2 園を民設民営方式による整備により、幼保連携型認定こども園 2 園の整備を予定している。	継 続 保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指し、引き続き、認定こども園の普及について検討していきます。

施策項目	施策の内容	進捗状況	今後の方針／ 取り組み予定
幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	① 障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、各種研修会に参加します。 ② 国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。	福祉、健康等の各関連部署との連携により要支援児の状況把握に努めている。また、保育士等が障がいについての理解を深め、適切な対応が図られるようキャリアアップ研修等の受講を行っている。	継 続 保育士等の資質向上のための引き続き行います。
質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、子育て支援体制及び環境の確保、人材の育成などに努めます。	保育所職員の研修等に取り組んだ。	継 続 必要な研修機会の醸成に努めていきます。
幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校との連携	幼稚園・保育所等と小学校の児童との交流や、職員間の連携を通じて小学校への円滑な接続の支援に努めます。	幼保小の各関係者と連携を図り、円滑な接続支援が図られている。	継 続 引き続き、児童交流、職員間連携を図っていきます。

5 中野市の子ども・子育てに関する課題

- (1) 切れ目のない子育て支援体制の確立
- (2) 地域で、社会で進める豊かな子ども時代を過ごす環境づくり
- (3) 子どもの居場所の整備、充実

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【仮】

子どもをまんやかにみんなで支え、
安心して子育て・子育てできる中野市

2 基本目標（計画推進のため）

- （１）健やかに生み育てる環境づくり
- （２）子育て家庭を支援する切れ目ない体制づくり
- （３）豊かな子ども時代を過ごすための地域と社会づくり
- （４）次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- （５）子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

3 成果指標

指標 1 子育てが「楽しい」と感じる人が多い保護者の割合
現状 48.6% → 目標 60%

指標 2 男性育児休業取得割合
現状 8.3% → 目標 15%

指標 3 合計特殊出生率
現状 令和4年 1.25 → 目標

4 施策の体系

第2期中野市子ども・子育て支援事業計画 施策の体系

基本理念		子どもの健やかな成長をみんなで支え、 安心して子育て・子育てできる中野市	
基本目標	基本施策	個別施策	基本的な視点
健やかに生 み育てる環境 づくり	① 安全な妊娠・出産への支	・妊婦一般健康診査の実施 ・マタニティクラス等の開催 ・マタニティマークの普及 ・不妊・不育症治療に対する支援 ・子育て世代包括支援センター事業の実施	全ての子ども の健やか な育ちを 支援する
	② 育児不安の軽減と虐待発生予防	・子育て情報の提供 ・出産後の不安の軽減 ・育児不安に対する相談 ・産婦健康診査の実施 ・子どもの虐待防止	
	③ 子どもと母親への健康支援	・乳幼児健康診査の実施・ ・母子保健訪問相談事業の実施 ・予防接種の実施	連 続 性 を 踏 ま え た 発 達 を 支 援 する
	④ 食育の推進	・食を通じた子育て支援の実施 ・地産地消を生かした給食の提供	
	⑤ 家族全員による子育て活動の促進	・「家庭の日」の推進 ・産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進 ・父親を対象とした子育て活動の促進 ・保育参観等の実施	
子育て家庭を 支援する体 制づくり	⑥ 地域社会全体で子育て家庭を支 援	・子育て支援センターを中心とする支援 ・子育てサークル等の拡充 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施 ・子育て支援ショートステイ事業の実施	子どもの最 善 の 利 益 が 実 現 さ れ る 社 会 を 目 指 す
	⑦ 経済的な支援の取り組み	・子育て家庭への経済的支援 ・子どもの貧困対策	
	⑧ 家庭生活と職業生活の充実	・男女共同参画社会づくりの推進 ・雇用対策の推進	親としての 成長を支 援する
	⑨ 多様なニーズに合わせた保育サ ービス等の充実	・多様な保育サービスの提供 ・保育サービスの質の向上 ・放課後の児童の健全な育成	
	⑩ 特別な援助を要する家庭への支 援	・ひとり親家庭への支援 ・障がいのある子どもへの支援	
豊かな子ども 時代を過ごす ための社会 づくり	⑪ 子どもの権利を尊重する社会風 土の醸成	・子どもの権利を尊重する気風の醸成	社会全体で 子どもの育 ち及び子育 てを支え合 う
	⑫ 子どもを見守る地域社会の連携	・青少年対策事業の実施	
	⑬ 子どもに関する相談体制の充実	・子ども相談の実施 ・発育発達相談等の実施 ・保育所等における子育て相談の実施 ・子どもサポート連絡 ・協議会の開催 ・いじめ問題対策連絡協議会の開催	追加 子 ども の 権 利 を 尊 重 す る 意 識 の 醸 成 を図る
次代を担う心 身ともに、たく ましい人づく り	⑭ 多様な体験機会の拡大と自立を 促す企画・事業の充実	・子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機 会の提供 ・子どもカフェへの支援	
	⑮ 春期の心と身体 の健康づくり	・健康教育・相談事業の実施 ・心の健康相談の実施 ・学習機会の提供	
	⑯ 子どもの活動を支援する施策	・青少年健全育成会等への支援 ・PTA活動の実施 ・インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発 ・情報モラル教育の推進	
	⑰ 魅力ある学校教育の推進	・小・中学校の充実 ・関係機関との連携強化	
子どもと子育て 家庭に、やさ しいまちづく り	⑱ 快適な生活空間の整備	・子育てしやすい環境づくり	
	⑲ 子どもの安心・安全の確保	・安全の確保 ・防犯対策事業の実施 ・交通安全教育関係事業の実施	
	⑳ 子育ての男女相互協力への応 援	・男女共同で行う子育てへの支援 ・女性相談窓口の設置	

第3期中野市子ども・子育て支援事業計画 施策の体系

【仮】 子どもをまんなかにみんなで支え、 安心して子育て・子育てできる中野市		
基本理念		
基本目標	基本施策	個別施策
健やかに生み育てる環境づくり	① 安全な妊娠・出産への支援	・妊婦一般健康診査の実施 ・マタニティクラス等の開催 ・マタニティマークの普及 ・不妊・不育症治療に対する支援 ・こども家庭センター事業の実施
	② 育児不安の軽減と虐待発生予防	・子育て情報の提供・出産後の不安の軽減 ・育児不安に対する相談 ・産婦健康診査の実施・子どもの虐待防止
	③ 子どもと母親への健康支援	・乳幼児健康診査の実施 ・母子保健訪問相談事業の実施 ・予防接種の実施
	④ 食育の推進	・食を通じた子育て支援の実施 ・地産地消を生かした給食の提供
	⑤ 家族全員による子育て活動の促進	・「家庭の日」の推進 ・産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進 ・父親を対象とした子育て活動の促進 ・保育参観等の実施
子育て家庭を支援する切れ目ない体制づくり	⑥ 地域社会全体で子育て家庭を支援	・子育て支援センター・子育て支援拠点施設を中心とする支援 ・子育てサークル等の拡充 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施 ・子育て支援ショートステイ事業の実施 ・子育て世帯訪問支援事業の実施
	⑦ 経済的な支援の取り組み	・子育て家庭への経済的支援・子どもの貧困対策
	⑧ 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実	・多様な保育サービスの提供 ・保育サービスの質の向上 ・放課後の児童の健全な育成 ・誰でも保育の推進 ・病児保育の充実
	⑨ 特別な援助を要する家庭への支援	・ひとり親家庭への支援・障がいのある子どもへの支援
	⑩ 子どもに関する相談体制の連携と確立	・子ども相談の実施・発達相談等の実施 ・保育所等における子育て相談の実施 ・子どもサポート連絡協議会の開催・いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・相談しやすい体制、仕組みの整備
	⑪ 子どもの権利を尊重する社会風土の地域づくり	・子どもの権利を尊重する気風の醸成 ・子どもや若者の声を吸い上げる取り組み
豊かな子ども時代を過ごすための地域と社会づくり	⑫ 子どもを見守る地域社会の連携	・青少年対策事業の実施
	⑬ 家庭生活と職業生活の充実	・男女共同参画社会づくりの推進・雇用対策の推進 ・男性育児休暇取得推進 ・雇用対策の推進
	⑭ 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実	・子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供 ・子どもカフェへの支援
次代を担う心身ともにたくましい人づくり	⑮ 思春期の心と身体の健康づくり	・健康教育・相談事業の実施・心の健康相談の実施 ・学習機会の提供
	⑯ 子どもの活動を支援する施策	・青少年健全育成会等への支援・PTA活動の実施 ・インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発 ・情報モラル教育の推進
	⑰ 魅力ある学校教育の推進	・小・中学校の充実・関係機関との連携強化
子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	⑱ 快適な生活空間の整備	・子育てしやすい環境づくり ・子どもの居場所、公園等の整備
	⑲ 子どもの安心・安全の確保	・安全の確保・防犯対策事業の実施 ・交通安全教育関係事業の実施
	⑳ 子育ての男女相互協力への応援	・男女共同で行う子育てへの支援 ・女性相談窓口の設置